

ごあいさつ

滋賀県家畜保健衛生所
所長 富田 文博

昨年1月に新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから、1年半が経過します。この間、感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令されるなど、経済活動をはじめとする社会生活に制限が生じ、生活様式が大きく変化しました。畜産農家や関係者のみなさまも、大変厳しい経営状況が続き、御苦労されていることと存じます。

そのような中、昨年12月に本県において初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。関係機関、団体のみなさまの御協力により短期間に防疫措置を終え、まん延を防止することができました。改めてお礼申し上げます。令和2年度の高病原性鳥インフルエンザの国内発生は、18県52事例で、過去最多となりましたが、欧州やロシアの発生状況を踏まえると次シーズンにおいても最大の警戒が必要といわれています。

また、豚熱に関しては、平成30年9月の岐阜県での発生以降、68事例が確認されており、豚へのワクチン接種地域においても連続して発生しており、気を緩めることができない状況が続いています。

このような状況を踏まえ、本年4月1日、国において飼養衛生管理指導等指針が定められ、また、県ではこの指針をもとに今後3年間の飼養衛生管理基準の遵守を推進するための滋賀県飼養衛生管理指導等計画を策定しました。当所は、本計画に基づき家畜伝

染病等の発生予防の取組を進めていきますので、御理解をお願いします。

今後、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策が進めば、経済活動や海外からの訪日客の増加など、人や物の動きが活発化します。畜産業への追い風となることを期待するところですが、一方で家畜伝染病の発生リスクは高まります。近隣諸国の口蹄疫、アフリカ豚熱などの発生状況を注視しつつ、警戒を高めることが必要です。豚熱についても、感染した野生イノシシが確認されていますし、鳥インフルエンザについても、渡り鳥の飛来シーズンが再び訪れます。

当所では、本県の畜産業の持続的な発展に貢献できるよう、家畜伝染病の発生予防や家畜衛生対策による生産性向上などに所員一同取り組んでまいります。

農家のみなさまには、今一度、飼養衛生管理を見直していただき、「自らの経営を守る」とともに「仲間を守る」「地域を守る」を合言葉に取り組んでいただきますようお願いします。

最後になりますが、後の頁で畜産農家の方が黄綬褒章や農林水産祭天皇杯をお受けになられたことを掲載させていただきました。畜産関係者としてとても嬉しく、みなさまにも大きな励みになると思います。まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束は見えてきませんが、健康に気をつけ頑張っていきたいと思います。